

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

1. GⅠグレード 0件

2. GⅡグレード 2件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	その他	発電所作成ガイド「指定可燃物取扱いの運用ルール」において、可燃性液体類の消防署届け出に必要な量が、条例と相違している指摘を受けた。 当該ガイドの改訂を行った。	GⅢ以下
2	3号機	原子炉系常用デジタル制御装置の点検において二重化されている1系に異常を確認した。 当該装置を調査・点検。 平成24年5月31日再審議にてグレード変更 GⅢ→GⅡ (調査の結果、設備信頼性の観点から水平展開を図る必要があると判断した。)	GⅢ以下

3. GⅢグレード 5件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	洗濯設備補助建屋の空調排風機(A)電動機の点検において、シャフトの外径が許容値をはずれていることを確認した。 当該部を修理。	
2	1号機	モニタ建屋送風機(B)電動機の点検において、軸受け結合部と収容ケースとの隙間が許容値をはずれていることを確認した。 当該部を修理。	
3	4号機	原子炉補機冷却海水ポンプ(D)潤滑水の流量計の指示不良を確認した。 当該部を調査・点検。	
4	7号機	主蒸気隔離弁、主蒸気逃がし安全弁補修室の壁面において塗料等の一部剥がれを確認した。 当該部を修理、塗装。	
5	その他	点検計画に関する調査を実施していたところ、過去(中越沖地震前)に3号機放水路、2号機ケーブルダクト等において、点検(沈下測定)周期を超過していることが判明した。 既に測定し、異常なしを確認済み。	